

名古屋市告示第468号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 7年 9月22日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
調剤薬局 a m a n o サン ロード東店	名古屋市中村区名駅四丁目 7番25号	令和 7年 5月 1日
調剤薬局 a m a n o コス モ栄ビル	名古屋市中区栄三丁目 713番	令和 7年 5月 1日
調剤薬局 a m a n o 錦 324 ビル店	名古屋市中区錦三丁目24番24号	令和 7年 5月 1日
きのはな調剤薬局緑店	名古屋市緑区鹿山二丁目43番地の 1	令和 6年 11月 14日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課